

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第1

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当官等の氏名並びにその所属 する部局の名称及び所在地	契約を締結 した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	一般競争入札・ 指名競争入札の 別（総合評価の 実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
	該当なし											

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第2

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当官等の氏名並びにその所属す る部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の商号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によるこ ととした会計法令 の根拠条文及び理 由 (企画競争又は公 募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
該当なし													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
 (注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第3

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
日替わり弁当 2,108EAほか	分任契約担当官陸上自衛隊 札幌駐屯地北部方面会計隊本部 業務科長 朝倉 啓介 札幌市中央区南26条西10丁目	R1.9.18	株式会社日信 北海道札幌市西区発寒十五条 3丁目3-74	5430001012640	一般競争入札	/	2,671,282	/	/	/	/	単価 @450 ほか4件
海老マヨおにぎり 297EAほか	分任契約担当官陸上自衛隊 札幌駐屯地北部方面会計隊本部 業務科長 朝倉 啓介 札幌市中央区南26条西10丁目	R1.9.18	一般財団法人防衛弘済会札幌 事業所 北海道札幌市中央区南27条西 14丁目1-3-27	1011105000271	一般競争入札	/	1,770,051	/	/	/	/	単価 @110 ほか25件
	以下余白											

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
フレッツ光回線使用料1式	分任契約担当官陸上自衛隊 札幌駐屯地北部方面会計隊本部 業務科長 朝倉 啓介 札幌市中央区南26条西10丁目	R1.9.27	東日本電信電話株式会社北海道事業部 北海道札幌市中央区大通西14-7	8011101028104	既存の設備を使用して必要とする役務を提供できる事業者は、契約相手方である当該事業者のみであるため。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）	824,780	824,780	100.0%	/	/	/	/	単価
以下余白													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。